

兵庫県災害廃棄物対策協力員運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）の兵庫県災害廃棄物対策協力員設置要綱に基づき、兵庫県災害廃棄物対策協力員（以下「災害廃棄物対策協力員」という。）の登録及び活動支援について、必要な事項を定める。

(登録等)

第2条 災害廃棄物対策協力員として登録しようとする者は、登録申請書（様式1）を兵庫県災害廃棄物対策協力員事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。登録内容を変更しようとするとき及び登録を取り消そうとするときも同様とする。

2 事務局は、登録後において、災害廃棄物対策協力員として不適格と判断した場合は、登録を抹消するとともに、その旨を本人に通知するものとする。

(活動経費の負担)

第3条 協会は、支援活動等に必要経費で次項に定める費用を負担するものとする。

2 協会が負担する対象経費は、旅費及び宿泊費とする。

3 前項の費用については、協会の職員旅費規程の例による。

(旅費等の支払い)

第4条 協会は、災害廃棄物対策協力員から事務局に提出された活動実績報告書（兼旅費等請求書）（様式2）により、前条に規定する活動経費の支払いを行う。

(活動に係る保険)

第5条 支援活動中の事故等により死亡・後遺障害を被った場合、入院・通院した場合及び事故により他人の生命や身体を害したこと、あるいは他人の財物を破損等させたことによる法律上の損害賠償責任が生じた場合に備え、協会は、補償項目に従って補償される保険に加入する。

2 災害廃棄物対策協力員は、活動中に事故等が生じたときは、速やかに事務局に連絡する。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、協会理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年9月1日から施行する。